



神奈川県  
県民局次世代育成部青少年課

# 平成27年度 神奈川県社会環境実態調査結果

平成28年3月

神奈川県県民局次世代育成部青少年課

# 目 次

I 調査の概要	3
II 調査結果	5
1 インターネットカフェ・まんが喫茶	
(1) 調査実施店舗数	5
(2) 営業区分	5
(3) 営業時間（深夜営業の状況）	6
(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）	7
(5) 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵）	8
(6) 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	9
(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	10
2 複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）	
(1) 調査実施店舗数	12
(2) 営業時間（深夜営業の状況）	12
(3) 有害図書類の取扱い（取扱いの有無）	13
(4) 有害図書類の区分陳列（区分陳列の実施状況、区分陳列方法）	14
(5) 有害図書類取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	15
(6) Z区分ゲームの取扱い（取扱いの有無）	16
(7) Z区分ゲームの区分陳列（区分陳列の実施状況、区分陳列方法）	17
(8) Z区分ゲーム取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	18
III 単純集計一覧表	19
IV 実施要領・調査要領	23
図表1－1 インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）	5
図表1－2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分	5
図表1－3－1 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）	6
図表1－3－2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移	6
図表1－4－1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）	7
図表1－4－2 条例に基づく措置（フィルタリング等の措置）（地域別）	7
図表1－4－3 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	8
図表1－5－1 インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況	8
図表1－5－2 ペアシートの状況	9
図表1－6－1 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	9
図表1－6－2 自主規制の実施状況の推移	10
図表1－7－1 インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒防止の取組	10
図表2－1－1 複合店等調査実施店舗数（営業区分別・地域別）	11
図表2－1－2 複合店等の営業区分	12

図表 2－2	複合店等の営業時間（深夜営業の状況）	12
図表 2－3－1	有害図書類【本・雑誌等】取扱いの有無	13
図表 2－3－2	有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無	13
図表 2－4－1	有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況（地域別）	14
図表 2－4－2	有害図書類【映像ソフト】区分陳列の実施状況（地域別）	14
図表 2－4－3	有害図書類の区分陳列方法	15
図表 2－5－1	有害図書類【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）	15
図表 2－5－2	有害図書類【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）	16
図表 2－6	Z区分ゲーム取扱いの有無	16
図表 2－7－1	Z区分ゲーム区分陳列実施状況（地域別）	17
図表 2－7－2	Z区分ゲームの区分陳列方法	17
図表 2－8	Z区分ゲーム18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）	18

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に大きな影響を与えていたる各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものです。

平成27年度は、インターネットカフェ・まんが喫茶及び複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）を対象に調査を行いました。

※複合店とは書籍・雑誌、映像ソフト、ゲームソフトのうち2種類以上の取扱いがある店舗をいう。

### 2 調査期間

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）と協調するため、平成27年7月～9月を主な調査期間としています。

### 3 調査実施店舗数

県内全域

- (1) インターネットカフェ・まんが喫茶 98店
- (2) 複合店等 390店

（内訳：複合店 183店、古書店 129店、映像ソフト取扱店 37店、ゲームソフト取扱店 29店、その他 12店）

### 4 調査方法

市町村の青少年主管課職員や、地域で青少年の健全育成活動に取り組んでいる青少年指導者（青少年指導員、青少年相談員、少年補導員、街頭指導員等）が管内の調査対象店舗を訪問し、調査票に基づき実施しました。

### 5 調査項目

- (1) インターネットカフェ・まんが喫茶

- ① 店名、所在地
- ② 営業区分
- ③ 営業時間（深夜営業の状況）
- ④ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）
- ⑤ 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵）
- ⑥ 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）
- ⑦ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

- (2) 複合店等

- ① 店名、所在地
- ② 深夜営業の有無
- ③ 有害図書類の取扱いの有無
- ④ 有害図書類の区分陳列方法（本、雑誌等、映像ソフト）
- ⑤ 18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（有害図書類取扱い店）
- ⑥ Z区分のゲームソフトの取扱い有無

- ⑦ Z区分のゲームソフトの区分陳列方法
- ⑧ 18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（Z区分のゲーム取扱い店）

## 6 主な調査結果

- (1) インターネットカフェ・まんが喫茶
  - 調査店舗 98 店のうち 24 時間営業の店舗が 97 店 (99.0%) で、大半を占めている。
  - 条例で定める「18歳未満深夜立入禁止の表示」は 96 店 (98.0%) で実施されている。
  - 努力義務である「フィルタリング等の措置」は、77 店 (78.6%) で実施されており、26 年度調査から 11.6 ポイント増加している。
  - 客席の状況については、「2人以上で利用できるブース席（ペアシート等）」のある店舗が 89 店 (90.8%) あり、そのうち、「ペアシート内部が外部から見通せる」店舗が 75 店 (84.3%)、「内鍵がついていない」店舗が 82 店 (92.1%) となっている。
- (2) 複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）
  - 調査店舗 390 店のうち 206 店 (52.8%) で本・雑誌等の有害図書類を、272 店 (69.7%) で映像ソフト（DVD 等）の有害図書類を取扱っている。そのうち本・雑誌等の有害図書類を取扱う店舗では 175 店 (85.0%) で、映像ソフトの有害図書類を取扱う店舗では 249 店 (91.5%) で、区分陳列が行われている。
  - 「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」は本・雑誌等の有害図書類を扱う店舗では 166 店 (80.6%)、映像ソフトの有害図書類を扱う店舗では 249 店 (91.5%) で行われている。
  - Z区分のゲームソフトの取扱いは 210 店 (53.8%) であり、そのうち 174 店 (82.9%) で区分陳列が実施されている。
  - Z区分のゲームソフトの取扱いがあり「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」がある店舗は 188 店 (89.5%) となっている。

〈注意〉 報告書中の表記について

- ・ 条例に基づく措置等の経年変化（割合の推移）については、調査年次における調査実施店舗数は同一ではないため、実施率の推移を示した。
- ・ 結果数値は、特にことわりのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100% に一致しないことがある。

## II 調査結果

### 1 インターネットカフェ・まんが喫茶

(平成 18 年調査開始)

#### (1) 調査実施店舗数

インターネットカフェ・まんが喫茶の調査実施店舗数は 98 店（前年 103 店）で、県内 33 市町村のうち 15 市に分布している。

図表 1-1 インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）

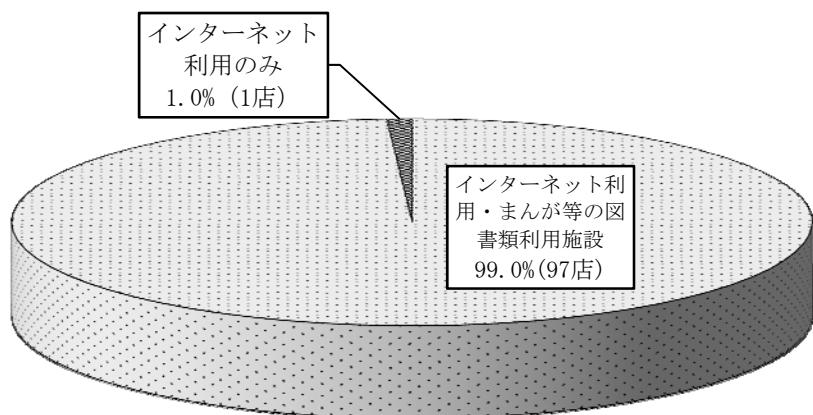
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央	(相模原) 内数	湘南	県西	合計
27年度	36	14	6	22	(9)	16	4	98
26年度	41	16	6	20	(8)	16	4	103
25年度	43	23	7	21	(8)	19	4	117

#### (2) 営業区分

インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分では、インターネットが利用でき、まんが等の図書類を閲覧することができる施設が 99.0% (97 店) と大半を占め、次いでインターネットのみ利用できる施設が 1.0% (1 店) となった。（前年 インターネットカフェ・まんが喫茶 97.1% (100 店) 、インターネットカフェ 1.9% (2 店) ））

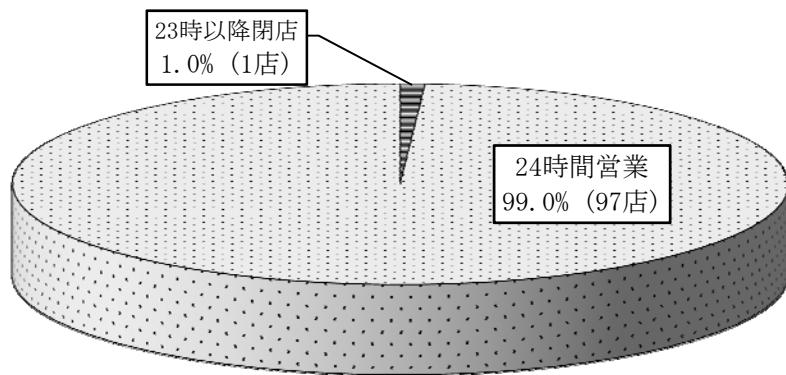
図表 1-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分 (N=98)



### (3) 営業時間（深夜営業の状況）

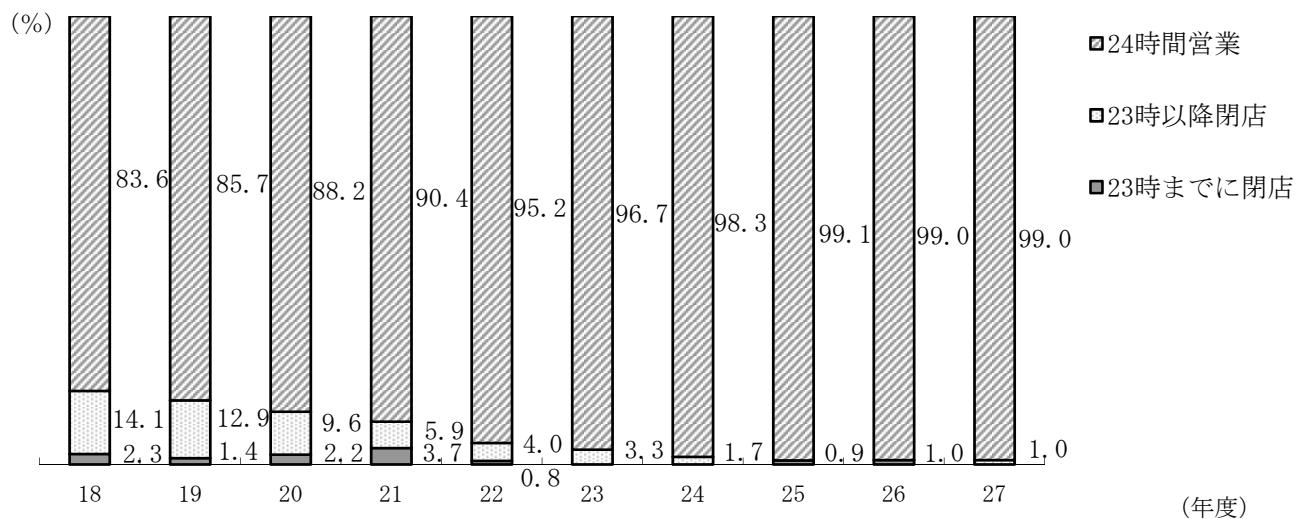
インターネットカフェ・まんが喫茶の深夜営業の状況は、「24時間営業」が99.0%（97店）（前年99.0%（102店））で、「23時以降閉店」が1.0%（1店）（前年0%（0店））となった。なお、「23時までに閉店」の店舗はなかった。（前年1.0%（1店））

図表1－3－1 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）（N=98）



調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「24時間営業の店舗」は当初83.6%であったが、年々増加し、近年ではほぼ全店が24時間営業となっている。

図表1－3－2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移

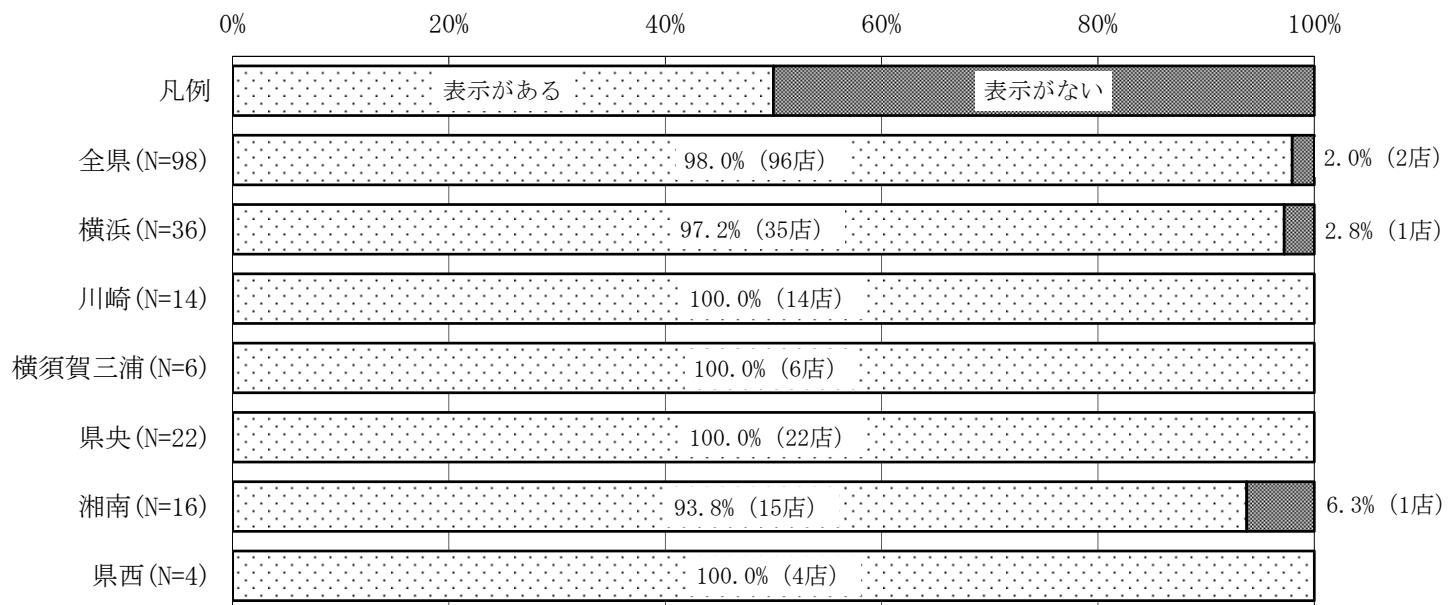


#### (4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）

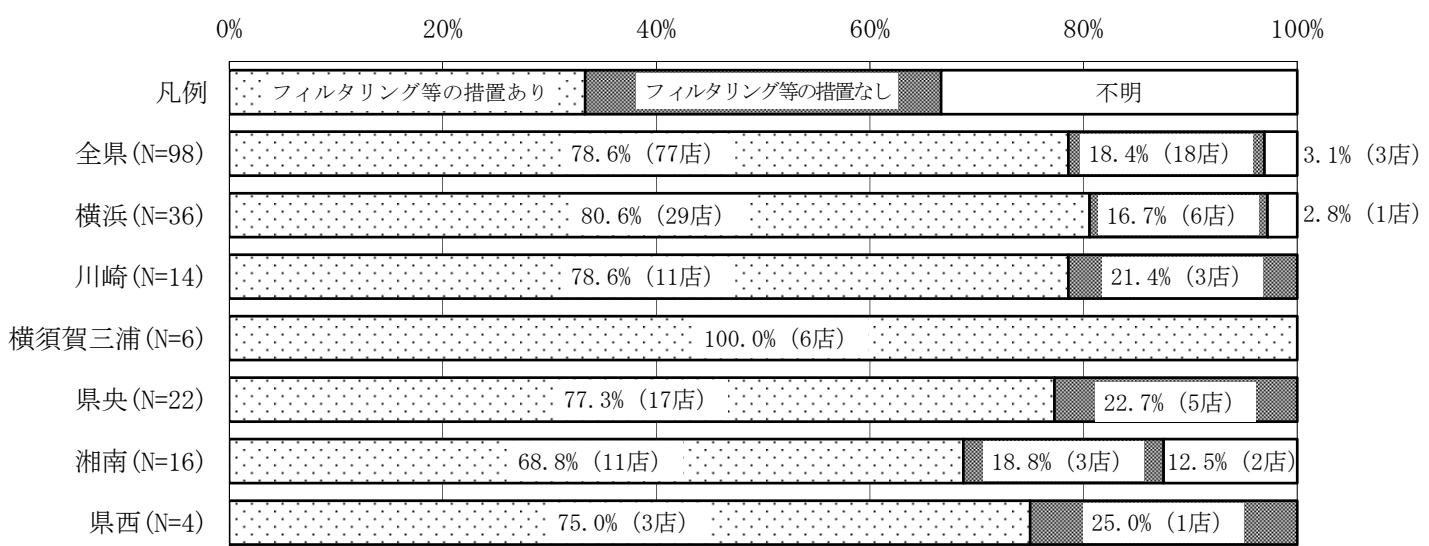
青少年保護育成条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」及び「フィルタリング等の措置」について調査したところ、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は98.0%（96店）となった。（前年95.1%（98店））

なお、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は78.6%（77店）と前年度調査に比べ、11.6ポイントの大幅な増加となった。（前年67.0%（69店））

図表1－4－1 条例に基づく措置(18歳未満深夜立入禁止の表示)（地域別）（N=98）

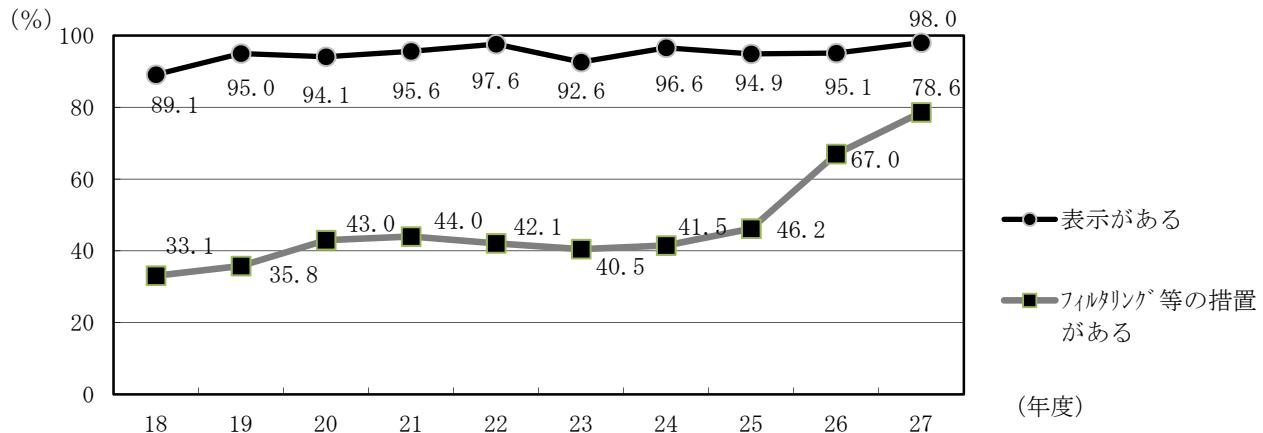


図表1－4－2 条例に基づく措置(フィルタリング等の措置)（地域別）（N=98）



調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、平成19年度以降9割台で推移し、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は、約4割程度で推移をしていたが、平成26年度調査では約7割（67.0%）、平成27年度調査では約8割（78.6%）の実施状況となった。

図表1－4－3 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移  
—18歳未満深夜立入禁止の表示がある、フィルタリング等の措置を行っている—



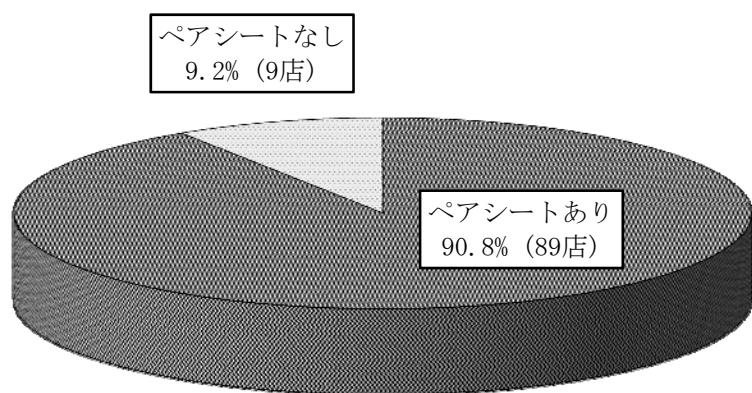
#### 青少年保護育成条例

- インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。 (30万円以下の罰金)
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。 (10万円以下の罰金)
- インターネットカフェなどの施設では、青少年にインターネットを利用するにあたり、フィルタリングの利用その他の適切な方法により、有害情報の閲覧を防止するように努めなければなりません。

#### (5) 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵）

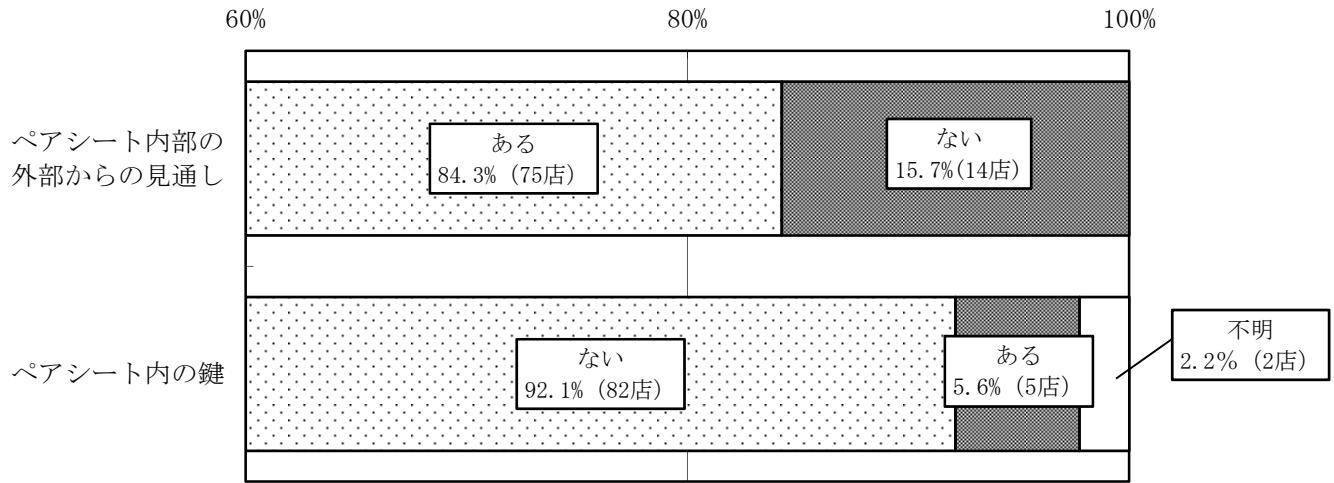
インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況は、「2人以上で利用できるブース席（以下ペアシートという）」のある店舗は90.8%（89店）（前年89.3%（92店））となった。

図表1－5－1 インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況 (N=98)



ペアシートがある89店について、「ペアシート内部の外部からの見通し」「ペアシート内の鍵」について調査したところ、「ペアシートの内部が外部から見通せる店舗」は84.3%（75店）（前年79.3%（73店））、「ペアシート内の鍵がない」店舗は92.1%（82店）（前年96.7%（89店））であった。

図表 1－5－2 ペアシートの状況 (N=89)

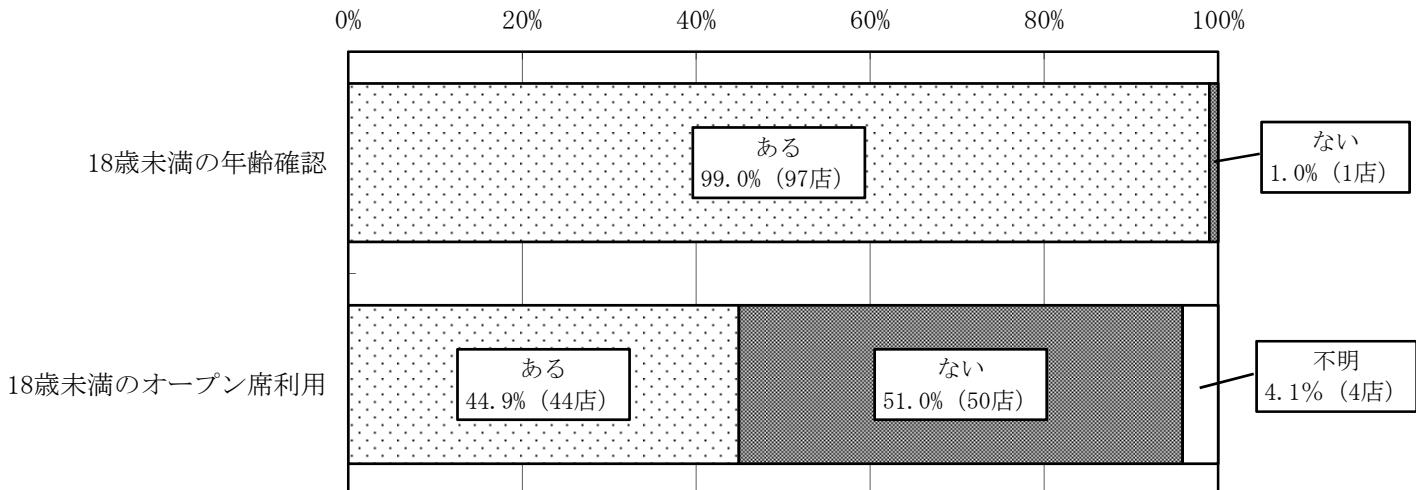


#### (6) 自主規制の実施状況 (18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用)

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制等の実施状況について、入店に際し「18歳未満の年齢確認」を行っている店舗は99.0% (97店) となった。(前年97.1% (100店))

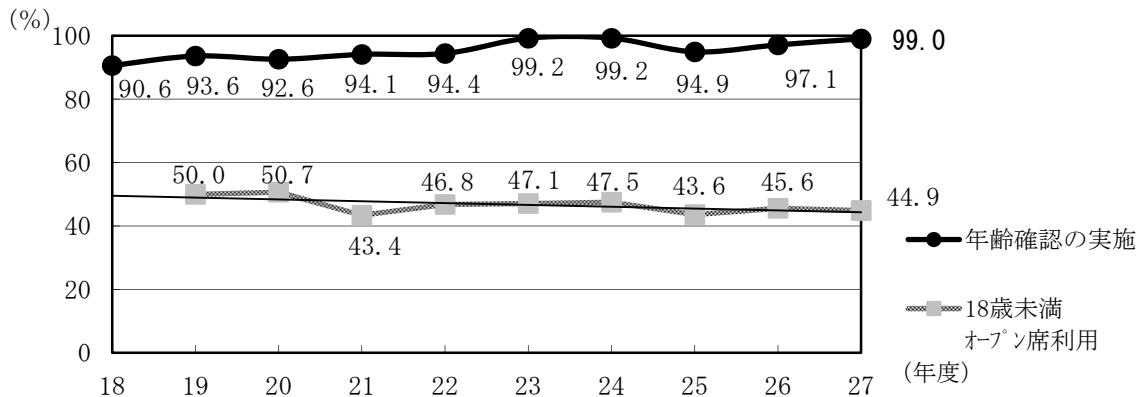
また、「18歳未満のオープン席利用」(オープン席のみの施設を含む)を行っている店舗は、44.9% (44店) となっている。(前年45.6% (47店))

図表 1－6－1 自主規制の実施状況(18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用) (N=98)



インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制の実施状況について、調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「年齢確認の実施」については、平成18年度以降、ほぼ9割台で推移しているが、「18歳未満オープン席の利用」については依然として4割程度の実施状況となっている。

図1－6－2 自主規制の実施状況の推移（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）



※18歳未満のオープン席利用についての調査は平成19年度開始

#### 業界の自主規制

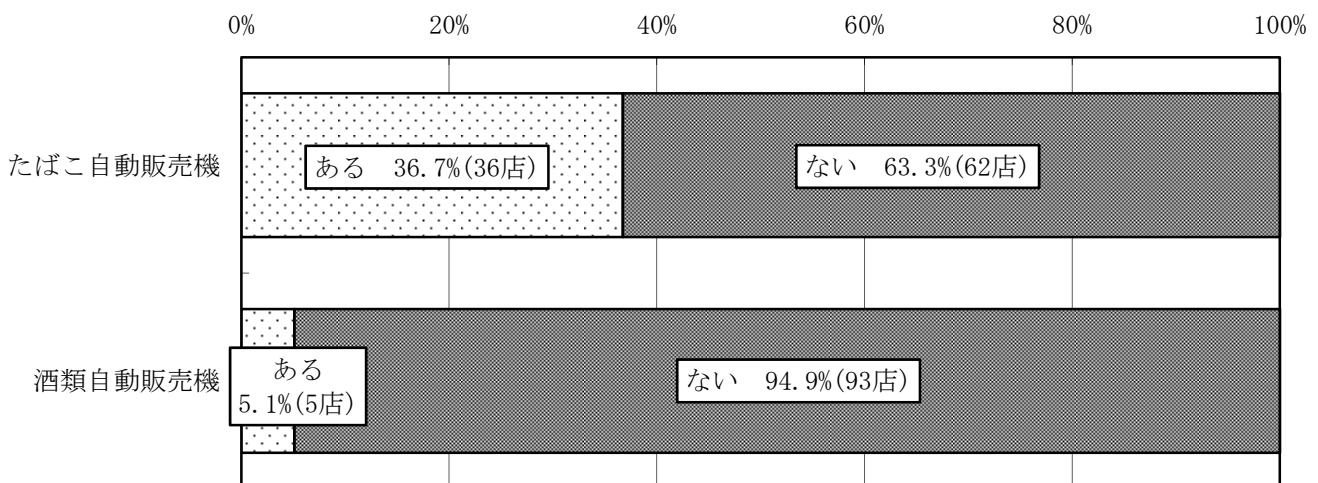
業界の自主規制として、日本複合カフェ協会（任意加入）では、年齢確認、利用時間の制限（16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降認めない）、18歳未満はオープン席利用、未成年者喫煙飲酒防止対策、有害図書類の区分陳列、補導活動への協力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（日本複合カフェ協会運営ガイドラインより）の取組が行われています。

#### （7）未成年者の喫煙飲酒防止の取組

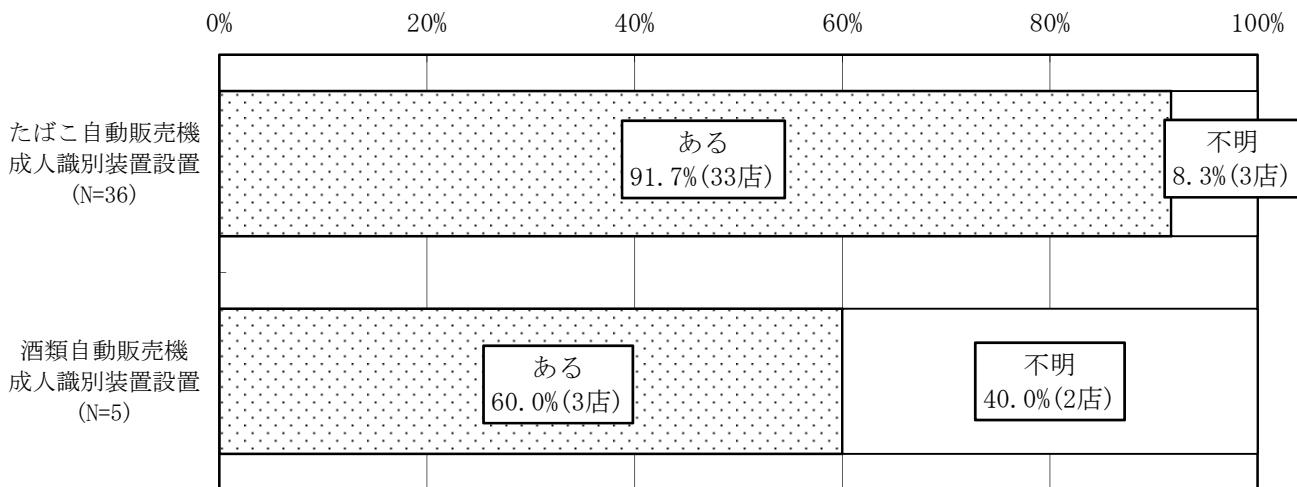
インターネットカフェ・まんが喫茶におけるたばこ・酒類の自動販売機の設置状況は、「たばこ自動販売機がない」店舗が63.3%（62店）（前年58.3%（60店））、「酒類自動販売機がない」店舗が94.9%（93店）（前年94.2%（97店））となった。

また、たばこ自動販売機を設置している36店のうち91.7%（33店）（前年43店のうち86.0%（37店））、酒類自動販売機を設置している5店のうち60.0%（3店）（前年6店のうち50.0%（3店））で成人識別装置が設置されていた。

図表1－7－1 インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組（N=98）



図表 1－7－2 たばこ自動販売機及び酒類自動販売機における成人識別装置設置状況



#### 青少年喫煙飲酒防止条例

自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、販売業者は、当該自動販売機に購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（満20歳以上であることを確認することができる機能）を講じなければなりません。ただし、酒類自動販売機においては、カラオケボックスやインターネットカフェ等、閉鎖性のある施設内に設置され、かつ、その自動販売機の利用が主に当該施設利用者に限られる場合には、当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもって代えることとなっています。

## 2 複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）（平成25年調査開始）

### （1）調査実施店舗数

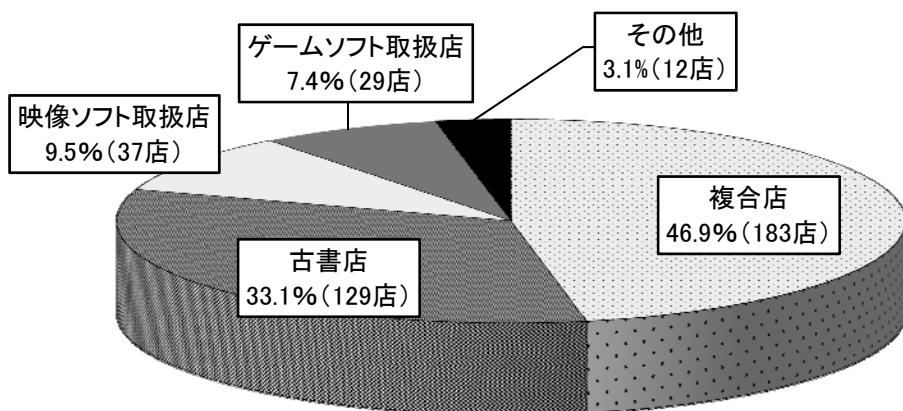
平成27年度は複合店（書籍・雑誌、映像ソフト、ゲームソフトのうち2種類以上の取扱いがある店舗）、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店を調査対象として行い、調査実施店舗数は390店、県内33市町村のうち22市町に分布している。

図表2-1-1 複合店等調査実施店舗数（営業区分別・地域別）

(店)

地域 営業区分	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央	(相模原) 内数	湘南	県西	合計
複合店	64	23	13	39	(17)	36	8	183
古書店	49	23	13	18	(9)	19	7	129
映像ソフト取扱店	18	10	2	2	(1)	5	0	37
ゲームソフト取扱店	8	4	2	9	(0)	5	1	29
その他	0	0	0	1	(1)	0	11	12
合計	139	60	30	69	(28)	65	27	390

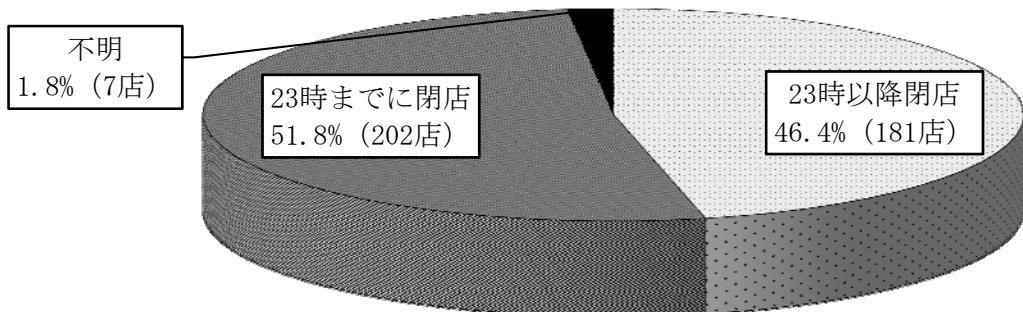
図表2-1-2 複合店等の営業区分 (N=390)



### （2）営業時間（深夜営業の状況）

調査対象店舗390店のうち「23時以降に閉店」の店舗は46.4%（181店）、「23時までに閉店」の店舗は51.8%（202店）となった。

図表2-2 複合店等の営業時間（深夜営業の状況）(N=390)

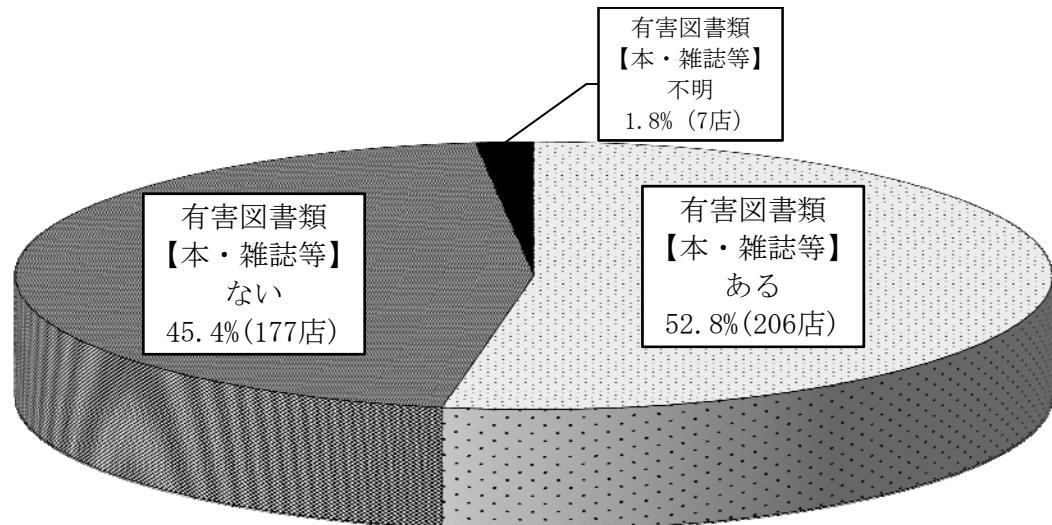


### (3) 有害図書類の取扱い

#### ア 有害図書類【本・雑誌等】の取扱い

調査実施店舗数 390 店のうち、有害図書類【本・雑誌等】の取扱いがあった店舗は 52.8% (206 店) であった。

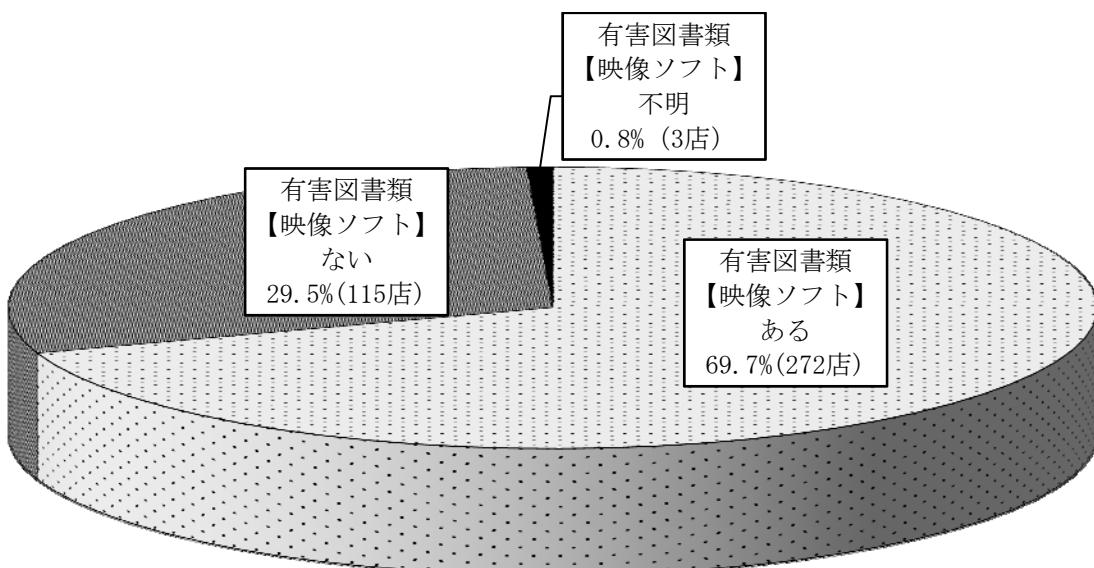
図表 2-3-1 有害図書類【本・雑誌等】取扱いの有無 (N=390)



#### イ 有害図書類【映像ソフト】の取扱い

調査実施店舗数 390 店のうち、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は 69.7% (272 店) であった。

図表 2-3-2 有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無 (N=390)

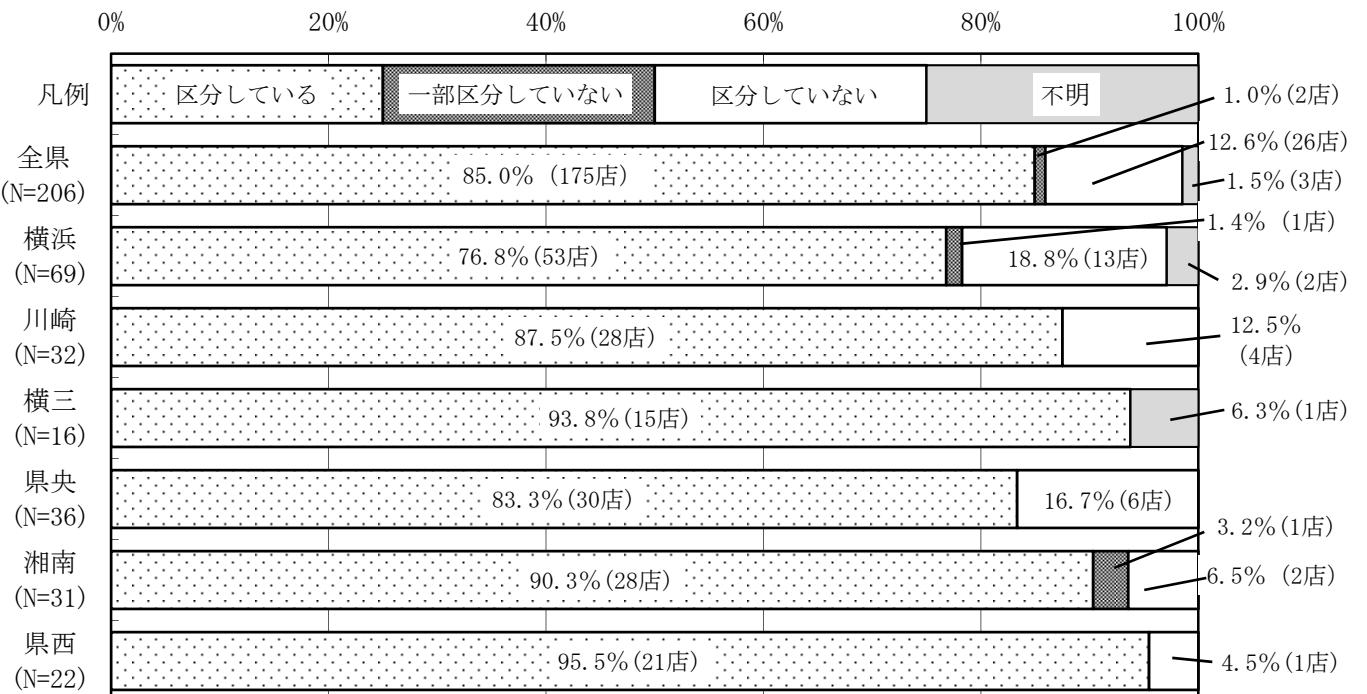


#### (4) 有害図書類の区分陳列

##### ア 区分陳列の実施状況【本・雑誌等】

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いのある206店のうち、「区分陳列されている」店舗は85.0%（175店）、「一部区分陳列されていない」店舗は1.0%（2店）、「区分陳列されていない」店舗は12.6%（26店）、「不明」が1.5%（3店）となった。

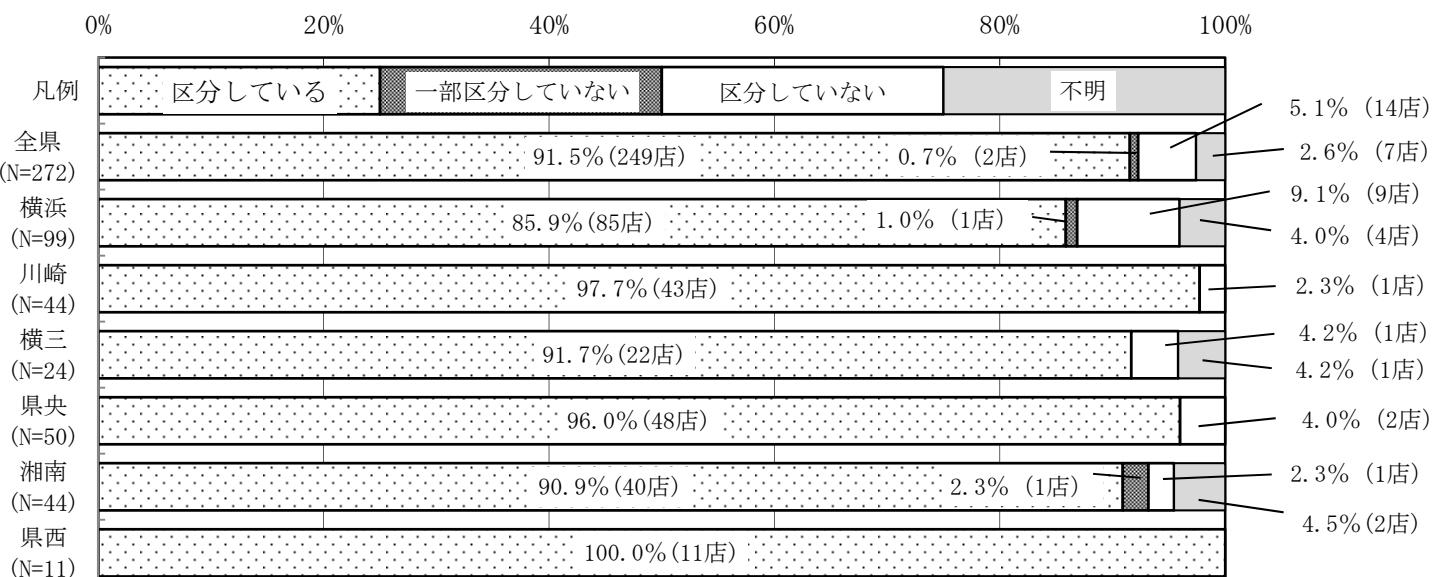
図表2-4-1 有害図書類【本・雑誌等】区分陳列の実施状況（地域別）



##### イ 区分陳列の実施状況【映像ソフト】

有害図書類【映像ソフト】については取扱店舗272店のうち「区分陳列されている」店舗は、91.5%（249店）、「一部区分陳列されていない」店舗は0.7%（2店）、「区分陳列されていない」店舗は5.1%（14店）、「不明」が2.6%（7店）となった。

図表2-4-2 有害図書類【映像ソフト】区分陳列の実施状況（地域別）

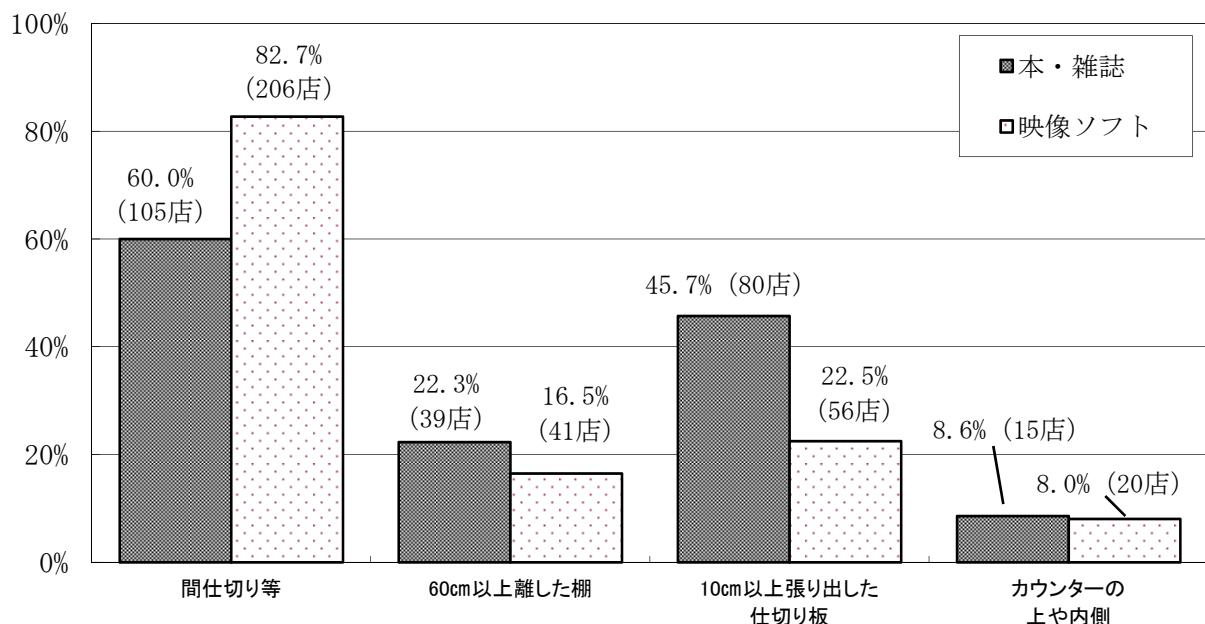


## ウ 有害図書類の区分陳列方法

有害図書類【本・雑誌類】の取扱いがあり、区分陳列が行われている 175 店の陳列方法は、「間仕切り」によるものが 60.0% (105 店)、「60cm 以上離した棚」によるものが 22.3% (39 店)、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 45.7% (80 店)、「カウンターの上や内側」によるものが 8.6% (15 店) であった。

また、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがあり、区分陳列が行われている 249 店の陳列方法は、「間仕切り」によるものが 82.7% (206 店)、「60cm 以上離した棚」によるものが 16.5% (41 店)、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 22.5% (56 店)、「カウンターの上や内側」によるものが 8.0% (20 店) であった。

図表 2-4-3 有害図書類の区分陳列方法（複数回答）（【本・雑誌】n=175 【映像ソフト】n=249）

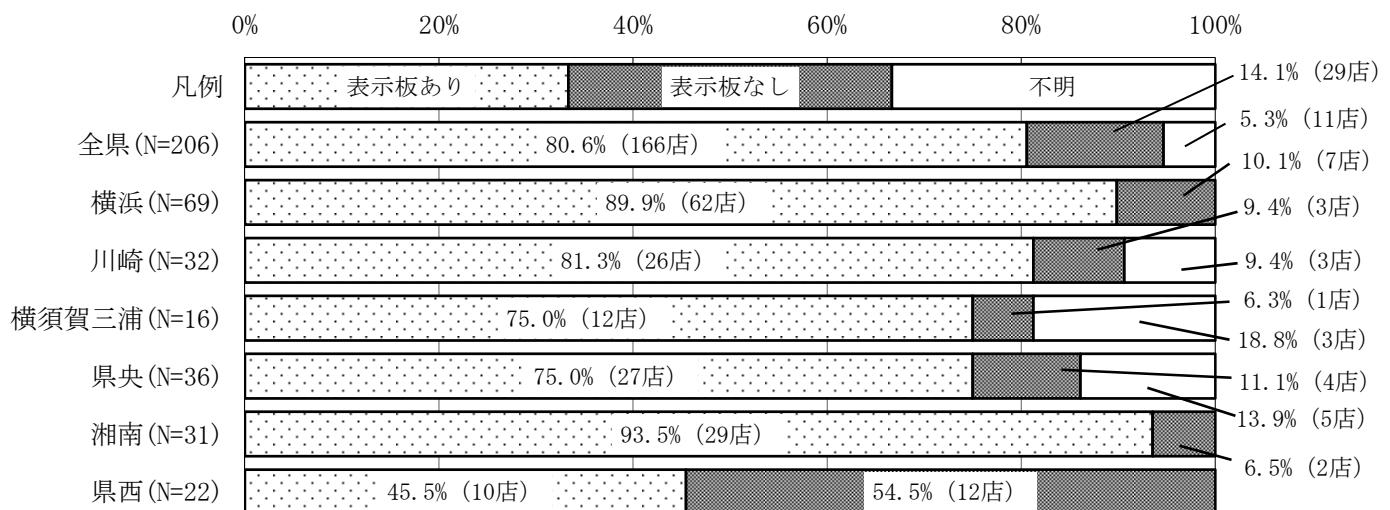


## (5) 有害図書類取扱い店舗における 18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

### ア 有害図書類【本・雑誌等】の表示

有害図書類【本・雑誌等】の取扱いのある 206 店のうち、「18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は 80.6% (166 店)、行っていない店舗は 14.1% (29 店)、不明な店舗は 5.3% (11 店) であった。

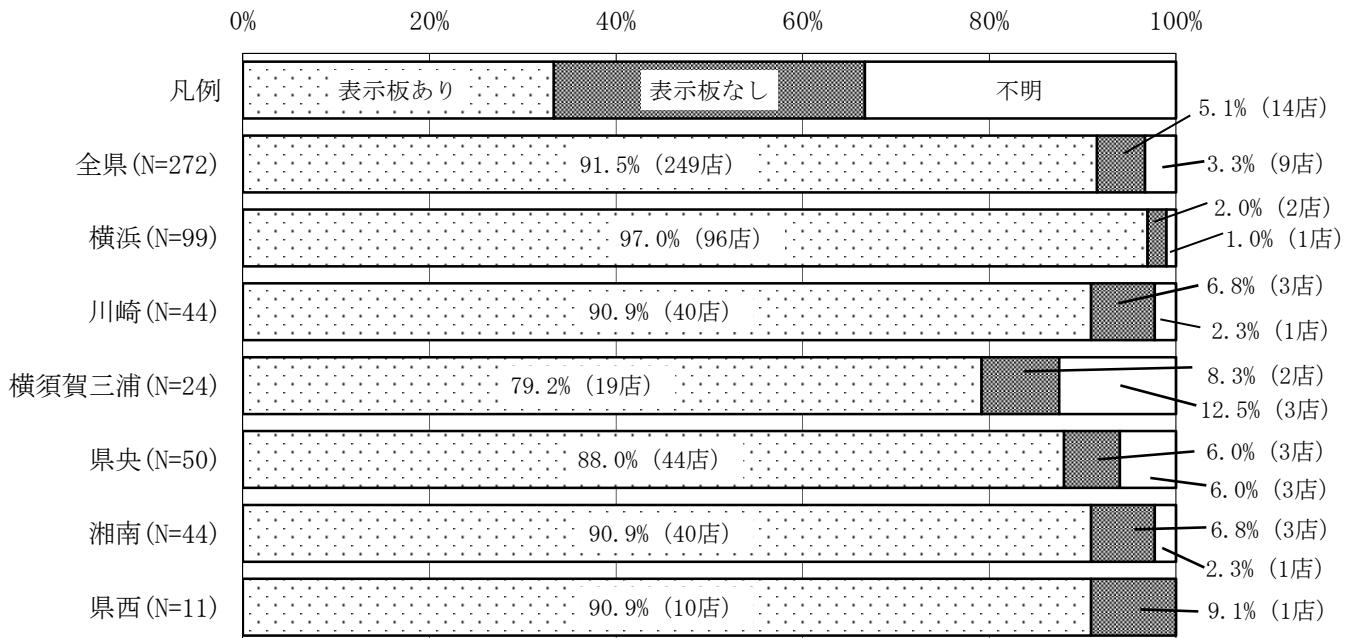
図表 2-5-1 有害図書類【本・雑誌等】18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）



## イ 有害図書類【映像ソフト】の表示

有害図書類【映像ソフト】の取扱いのある 272 店のうち、「18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は 91.5% (249 店)、行っていない店舗は 5.1% (14 店)、不明な店舗は 3.3% (9 店) であった。

図表 2-5-2 有害図書類【映像ソフト】18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）



### 青少年保護育成条例

○有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと 30 万円以下の罰金）

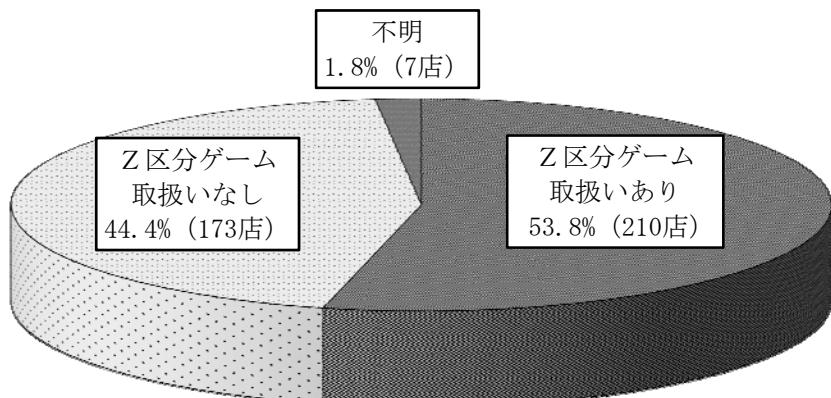
- ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
- ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と 60 cm 以上離した棚にまとめて陳列、または、10 cm 以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列（仕切り板のある成人図書コーナーなど）
- ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列

○有害図書類の陳列場所に、18 歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

## (6) Z区分ゲームの取扱い

調査実施店舗数 390 店のうち、Z 区分ゲームの取扱いがあった店舗は 53.8% (210 店) であった。

図表 2-6 Z 区分ゲーム取扱いの有無 (N=390)

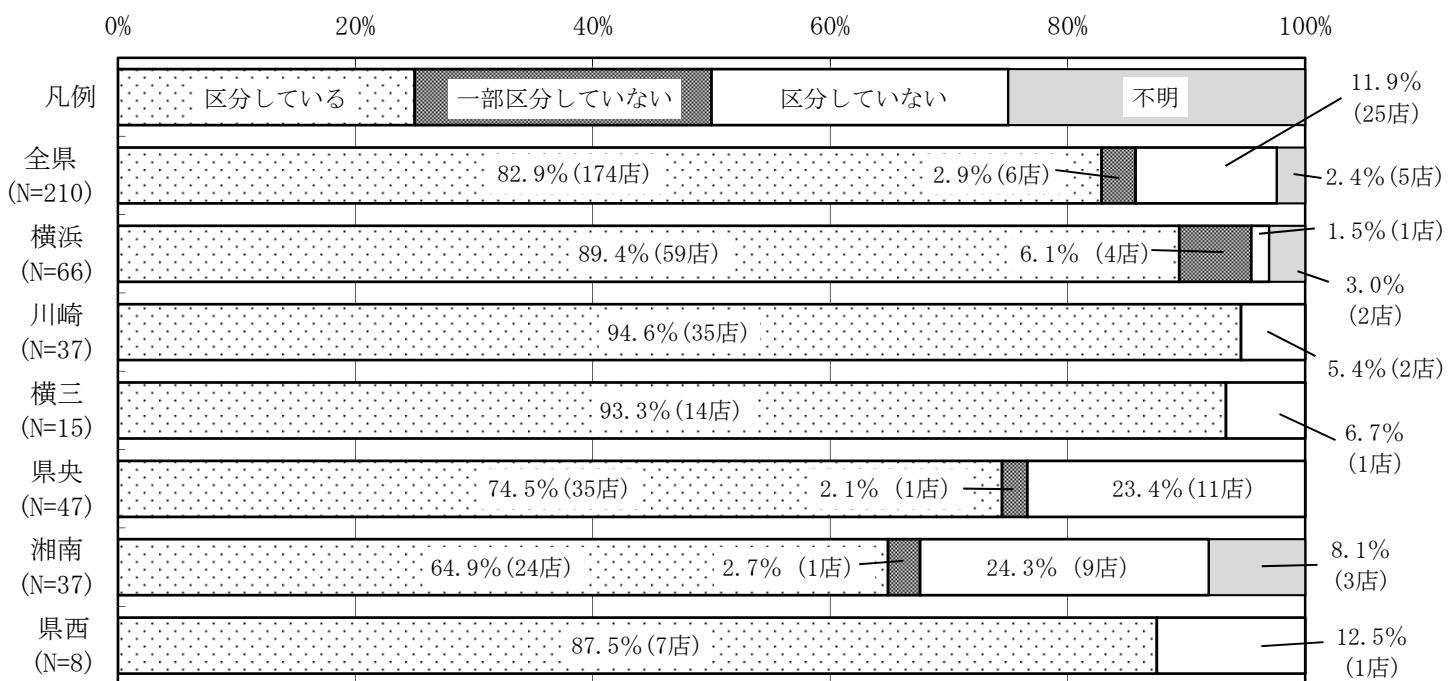


## (7) Z区分ゲームの区分陳列

### ア Z区分ゲームの区分陳列実施状況

Z区分ゲームの取扱いのある210店のうち、「区分陳列されている」店舗は82.9%（174店）、「一部区分陳列されていない」店舗は2.9%（6店）、「区分陳列されていない」店舗は11.9%（25店）、不明な店舗は2.4%（5店）であった。

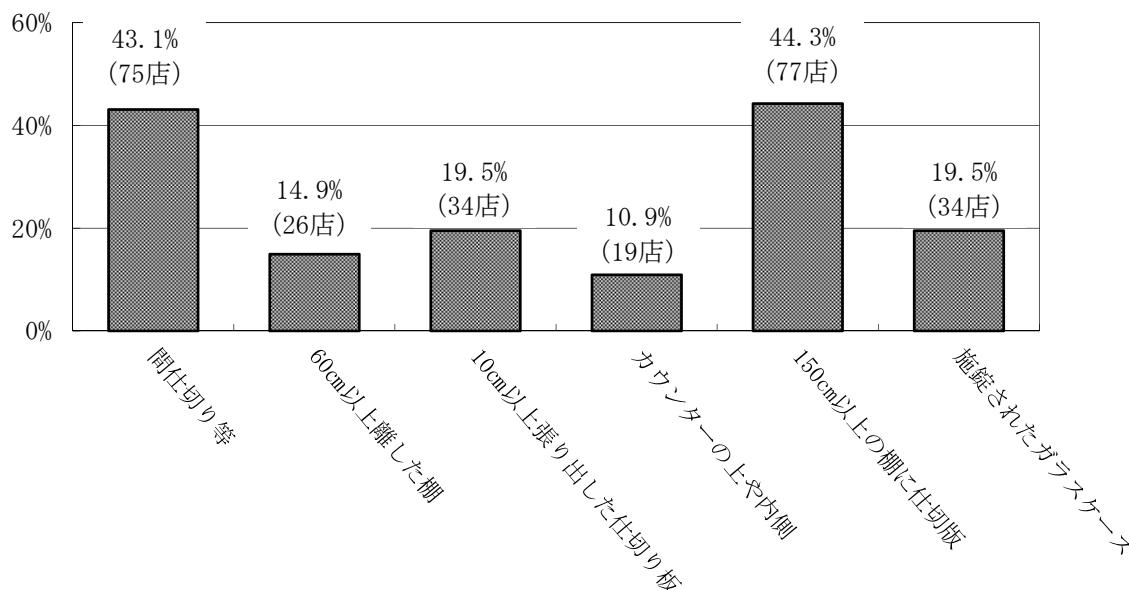
図表2-7-1 Z区分ゲーム区分陳列実施状況（地域別）



### イ Z区分ゲームの区分陳列方法

Z区分ゲームの取扱いがあり、区分陳列が行われている174店の陳列方法は、「間仕切り」によるものが43.1%（75店）、「60cm以上離した棚」によるものが14.9%（26店）、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが19.5%（34店）、「カウンターの上や内側」によるものが10.9%（19店）、「150cm以上の棚に仕切版」によるものが44.3%（77店）、「施錠されたガラスケース」によるものが19.5%（34店）であった。

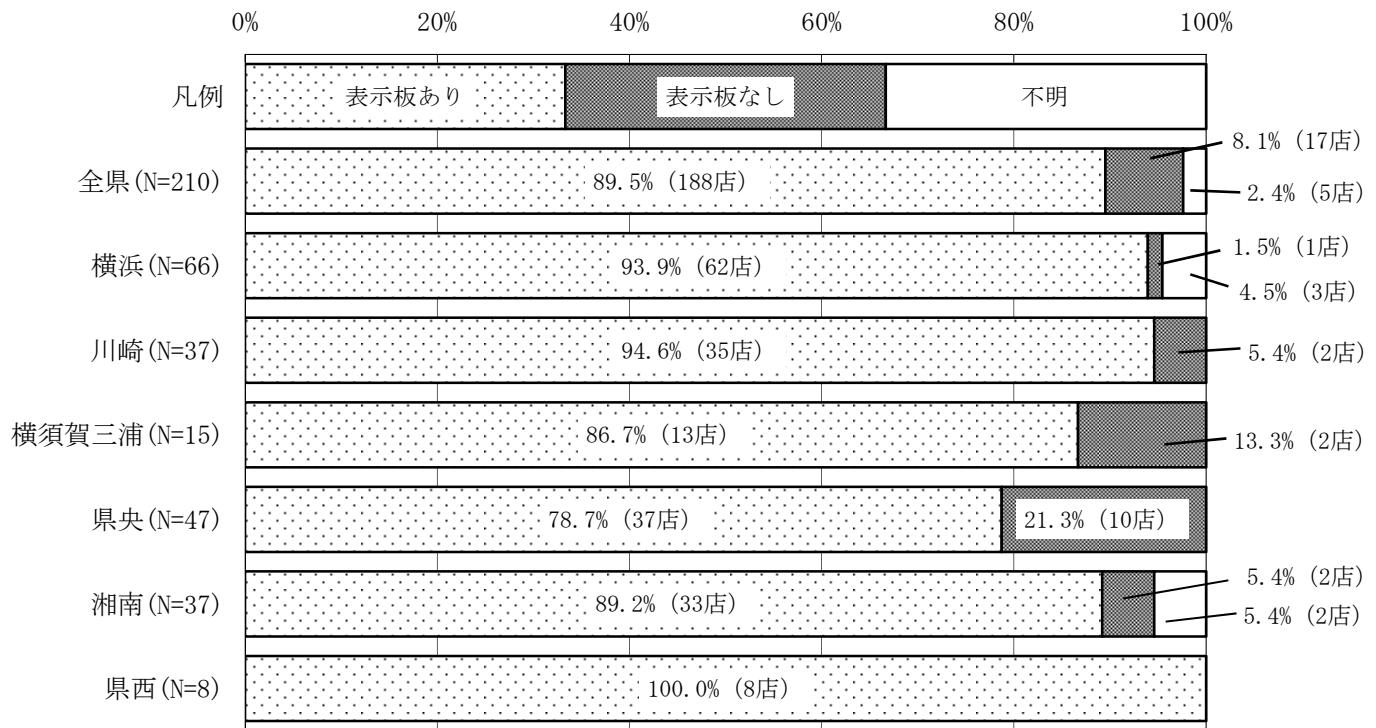
図表2-7-2 Z区分ゲームの区分陳列方法（複数回答） (n=174)



## (8) Z区分ゲーム取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

Z区分ゲームの取扱いのある210店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は89.5%（188店）、行っていない店舗は8.1%（17店）、不明な店舗2.4%（5店）であった。

図表2-8 Z区分ゲーム18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（地域別）



### 青少年保護育成条例

- ゲームソフト販売店等では、Z区分ゲーム（団体表示図書類）を陳列するときは、有害図書類と同様の陳列方法または以下の方法で陳列するように努めなければなりません。
  - ・床面から150cm以上の高さの位置に団体表示図書類を陳列していることを明らかにした仕切り板を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、団体表示図書類をまとめて陳列
  - ・施錠されたガラス製等のケースに収納し、陳列
- Z区分ゲーム（団体表示図書類）の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示するよう努めなければなりません。









## IV 実施要領・調査要領

### 平成27年度社会環境実態調査 実施要領

#### 1 調査の目的

青少年の健全育成に大きな影響を与えていたる各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村や地域の青少年育成者の協力のもと、店舗調査を実施します。

#### 2 調査対象・調査項目

対象店舗	調査項目	主な目的
インターネットカフェ ・まんが喫茶 〔調査票 様式1〕	ア 店名・所在地 イ 営業区分 ウ 客席の状況 ・個室及びペアシートの有無 ・個室の外部からの見通し ・個室の鍵の有無 エ 営業時間（3区分） オ 18歳未満深夜入場制限の表示 カ フィルタリングその他の適切な措置の有無 キ 18歳未満者の年齢確認の有無 ク 18歳未満者のオープン席の利用 ケ 喫煙飲酒関連（自動販売機の有無等）	施設の概要、青少年の深夜立入り制限の状況、業界の自主規制による規制状況等を把握する
古書店、複合店、映像 ソフト・ゲームソフト 取扱店 〔調査票 様式2〕 〔調査票 様式3〕	ア 店名、所在地 イ 営業区分 ウ 深夜営業の有無 エ 有害図書類販売の有無 （図書、映像、ゲームソフト） オ 有害図書類等の区分陳列方法 カ 18歳未満者への販売等禁止の表示	有害図書類等の区分陳列状況等を把握する

#### 3 調査時期

平成27年7月～9月

- ※ 内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携するため、7月を調査期間に含みます。
- ※ 平成22年度までは「社会環境実態調査」及び「有害図書類区分陳列等調査」を実施していましたが、平成23年度から両調査を統合し「社会環境実態調査」として行っています。

#### 4 調査方法

- 別紙調査票（様式1、2又は3）により、地域の調査対象店舗を訪問して調査を行います。
- ※ 古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店については、別紙調査票様式3で調査した場合は、各店舗調査結果を、様式2にとりまとめてご報告ください。（独自の様式でも構いません。）

※ 対象店舗については、県が提示する店舗を基本としますが、市町村の状況に応じて選択することも可能です。

## 5 調査結果の活用

- ・ 調査結果は県がとりまとめ、各市町村に提供します。  
(結果概要、報告書等の送付予定 平成28年2月)
- ・ 調査の結果、条例違反のおそれのある店舗等について、行政職員による立入調査を実施して必要な指導等を行います。立入調査の結果については、各市町村に情報提供いたします。  
※ なお、違反の状況がはなはだしい場合や、問題性のある店舗については、青少年保護育成条例に基づき、知事に調査、指導を要請することができます。

## 6 調査票の提出

市町村は管内の調査結果を、様式1及び様式2にとりまとめ、次のとおり提出をお願いします。（電子データ） \*様式3は提出の必要はありません。

市町村	提出先	提出期限
横浜市、川崎市	県青少年課	平成27年11月18日（水）
横須賀三浦地域市町	県横須賀三浦地域県政総合センター	
県央地域市町村	県県央地域県政総合センター	
湘南地域市町	県湘南地域県政総合センター	平成27年11月4日（水）
県西地域市町	県県西地域県政総合センター	

## 7 その他

### ○ 安全対策

県の依頼する活動等の際に事故が起こった場合の補償について明確な定めがなかったことから、平成23年度より、社会環境実態調査については、参加する青少年指導者が全員補償を受けられるよう、県が傷害保険に加入しています。

※ 保険への加入については、4月に照会した市町村の希望状況に応じて調整します。

### ○ 市町村における独自調査について

各市町村が、地域の状況等を考慮して必要とする場合は、県の依頼する調査対象に加えて対象店舗を追加します。

### ○ 有害図書類区分陳列の権限移譲市町

有害図書類の区分陳列に係る権限の移譲を受けた市町（横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、湯河原町）が、古書店、複合店、映像ソフト取扱店における有害図書類の区分陳列調査を実施する場合は、県内全域の区分陳列状況を把握し、関係業界と協議を進める資料とさせていただきますので、県へ調査結果を提供していただきますようお願いします。古書店、複合店、映像ソフト取扱店に加えて、コンビニエンスストア等において同様の調査を実施された場合も可能な範囲で提供していただけますようお願いします。

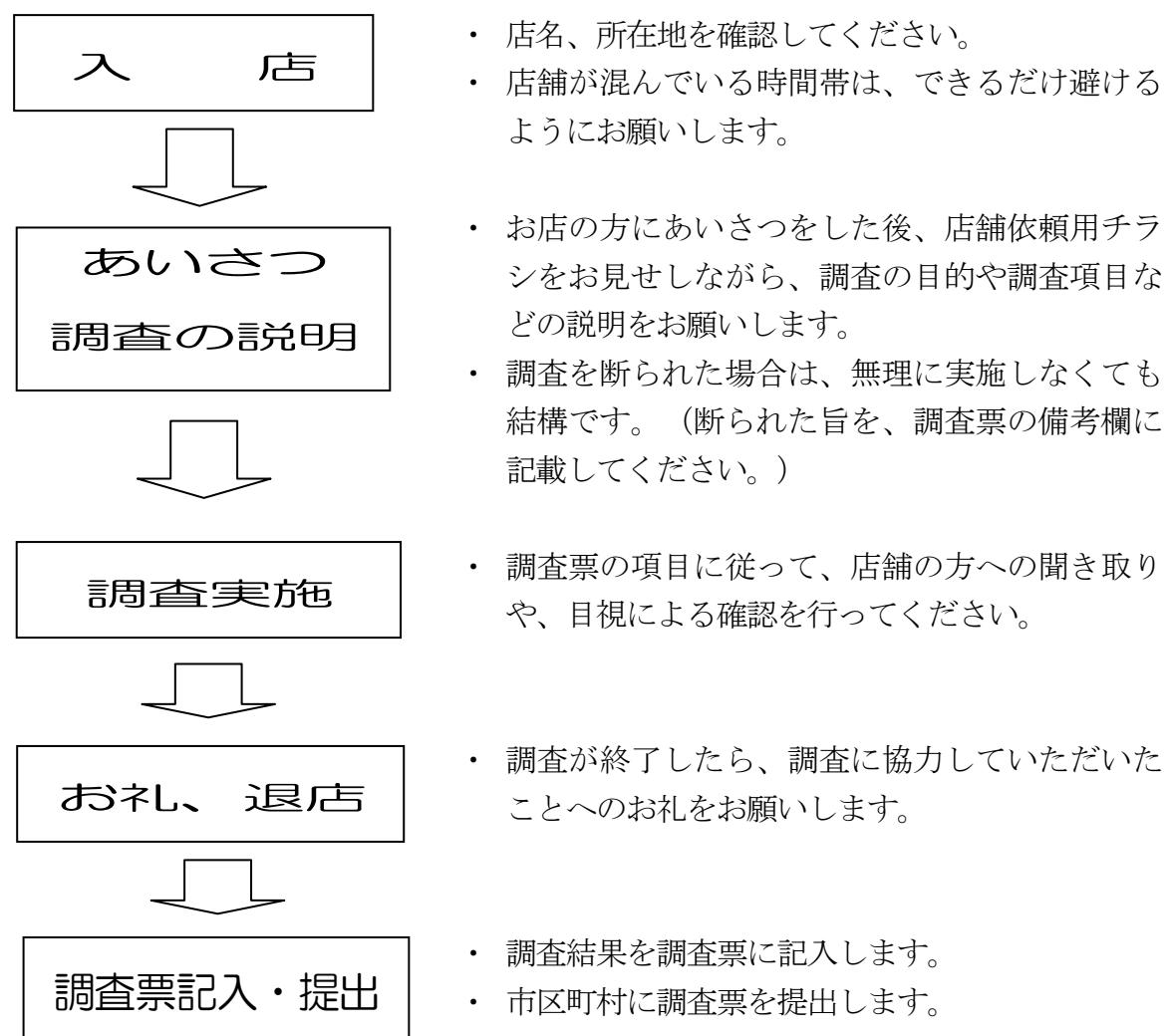
## 平成27年度社会環境実態調査 調査要領

### 1 店舗での調査の流れ

#### 【訪問前の準備】

##### ○ 持参するもの

- ・ 県や市町村が発行する青少年育成関係者の身分証
- ・ 調査票、筆記用具
- ・ 店舗に渡す資料
  - ア 店舗依頼用チラシ（全店舗）
  - イ 平成26年度社会環境実態調査結果



- 調査中に、店舗からの質問、苦情などがあった場合は、県の青少年課へお問い合わせい  
ただくよう伝えてください。（下記連絡先 ※店舗依頼チラシにも掲載しています。）
- 違反と思われる状態がはなはだしい場合や、問題があると思われる店舗については、た  
だちに県に調査、指導を要請することができます。

神奈川県 青少年課 地域環境グループ  
電話 045-210-3848（直通）

## (1) 全店舗共通事項

- 調査票の各項目は、記入漏れのないよう、できるだけすべて入力してください。  
(不明の項目等があった場合は、後日聞き取りや追加調査を行うなど可能な範囲での対応をお願いします。)
- 調査項目以外に、青少年の健全育成の観点から問題だと思われるような状況があった場合は備考欄に記入してください。
- 調査を断られた場合は、その旨を、調査票の備考欄に記入してください。
- 平成27年4月以降で、かつ本調査実施時期以前に、同様の調査を行っている場合は、その結果を様式1、2に転記し、本調査の結果として提出できるものとします。その場合、備考欄に調査時期（月）を記入してください。

### 市町村・県地域県政総合センター集計ご担当の方へ（データの入力について）

平成27年度の調査結果について、県青少年課から送付するエクセルデータを基に加除修正箇所を入力してください。（空の様式に新たに入力していただくことも可能です。）

古書店、複合店、映像ソフト・ゲーム取扱店については、「様式2」を送りますので、調査結果をとりまとめの上、ご提出ください。

「様式3」は、店舗での調査の際、適宜、ご利用ください。提出の必要はありません。

※ 各様式の留意事項等は、次ページ以降をご覧ください。

※ 県青少年課から送付するエクセルデータ（電子データ）を基に加除修正を行う際の注意点

- ・継続店舗

調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

- ・調査を実施できない店舗

備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。（調査拒否、休業など）

- ・新規（開店）店舗

行を追加（挿入）して、備考欄に「新規」と記入し、調査項目すべてを入力してください。

- ・廃業（閉店）店舗

備考欄に「閉店」と記入し、調査項目欄に斜線を引いてください。

## (2) インターネットカフェ・まんが喫茶〔調査票 様式1〕

### 1 調査の目的と対象

- インターネットカフェ・まんが喫茶の営業実態について把握し、青少年の深夜外出の防止などの施策に反映させるものです。

### 2 調査票記入上の留意点

項目	留意事項等	
店名・所在地	所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。 (地番まで)	
①営業区分	<p>店舗の営業内容について○を記入してください。 (○は1つ)</p> <p>▼インターネットカフェ・まんが喫茶</p> <p>▼インターネットカフェのみ</p> <p>▼まんが喫茶のみ</p> <p>※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は、インターネットカフェにも該当しますので、「インターネットカフェ・まんが喫茶」に○をしてください。</p>	
②客席の状況	2人以上で利用できるブース席 (ペアシート等)	2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し「有」または「無」に○を記入してください。 (○は1つ) ※2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席をいいます。 (例) ペアシート席、カップルシート席 等
	外部からのペアシート等内部の客の視認	外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にいる客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入してください。 (○は1つ) ※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○をしてください。 ※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。
	ペアシート等の内鍵	2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側に鍵があるか確認し「有」または「無」に○をしてください。 (○は1つ) ※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

③深夜営業の状況		<p>「平日」の主な営業時間の状況について○を記入してください。 (○は1つ)</p> <p>▼午後11時までに閉店（深夜営業なし） (例) 閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店（深夜営業なし）」に○</p> <p>▼午後11時以降に閉店（深夜営業あり） (例) 閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店（深夜営業あり）」に○</p> <p>▼24時間営業（深夜営業あり） (例) 終日営業店は、「24時間営業（深夜営業あり）」に○</p>
条例に基づく措置	④18歳未満者の深夜入場制限の表示	<p>「18歳未満者の深夜入場制限の表示」について確認し、「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ)</p> <p>※ 表示の例として、県では『神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時から翌日午前4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りいたします。』という文案を示していますが、同一趣旨の文面も可とします。(午後11時以前の入場を規制する文面など)</p>
	⑤フィルタリングその他の適切な措置	<p>18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリングその他の適切な措置がなされているか確認し、「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ)</p> <p>※「まんが喫茶のみ」の店舗は調査対象外ですので、欄に斜線を引いてください</p> <p>※フィルタリングとは、インターネット上の有害サイトへの接続を防止するシステムです。</p> <p>※その他の適切な措置とは、青少年の利用状況を適時確認して注意することができる措置（オープン席のみ利用させ巡回する等）をいいます。</p>
自主規制等店舗の状況	⑥18歳未満者の年齢確認	<p>18歳未満と思われる方に対して年齢確認を行っているか確認し、「有」または「無」に○を記入してください。(○は1つ)</p> <p>※「18歳未満者の年齢確認」とは、入店の際に、会員証を必要としていたり、身分証等の提示を求めたりすることなどを行うこと</p>
	⑦18歳未満者のオープン席利用	<p>18歳未満に対してオープン席を利用させているか確認し、「有」または「無」に○をしてください。(○は1つ)</p> <p>▼利用させている場合（<u>オープン席のみの店舗を含む</u>）は「有」</p> <p>▼利用させていない場合（<u>ブース席のみの店舗を含む</u>）は「無」</p> <p>※「オープン席」仕切りがなく、周囲から見える席。「ブース席」周囲をドアや仕切りで囲うなど独立した区画となる席。</p>
	⑧たばこ・酒類自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。(○はそれぞれ1つ)</li> <li>※ 店内のほか、店の出入口付近にあるものも含みます。</li> <li>・自動販売機が「有」の場合、<u>成人識別機能の設置状況について</u>、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入してください。(○はそれぞれ1つ)</li> </ul>

## カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶について

### 【青少年保護育成条例】

- カラオケボックス、インターネットカフェ(まんが喫茶)では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。(30万円以下の罰金)  
深夜…午後11時～午前4時  
青少年…18歳未満の全ての方(既婚者を除く)  
小学生未満の乳幼児も対象となっています。 (平成23年4月1日から)
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10万円以下の罰金)

(表示の例)

神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時以降は、保護者同伴であっても、18歳未満の方の入場をお断りします

(表示の推奨規格) 縦60cm 横15cm

- 知事は、個室内の見通しが悪いカラオケボックスやインターネットカフェを、青少年に有害な施設として指定することができます。また、指定された施設に青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりしてはいけません。(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- インターネットカフェの事業者は、青少年が利用する端末装置(パソコン)に、フィルタリングその他の適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

### 【青少年喫煙飲酒防止条例】

(この条例で青少年とは、20歳未満の全ての方)

- 販売事業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置(成人識別装置)を講じなければなりません。

### 【業界の自主規制】

#### ● インターネットカフェ・まんが喫茶

日本複合カフェ協会(任意加入)では、年齢の確認(利用客を入店させるに際し、会員証により、その年齢を確認するものとする)、客席の取扱い(18歳未満の利用客に対しては、オープン席を利用せるものとする)、利用時間の制限(16歳未満の利用客には午後8時以降、18歳未満の利用客に対しては午後10時以降の利用を認めないものとする)、青少年に有害なインターネット上のコンテンツ対策などの取組が行われています。(日本複合カフェ協会「運営ガイドライン」より)

(3) 古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店〔調査票 様式2及び様式3〕

1 調査の目的と対象

- 古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店における有害図書類等の区分陳列の実施状況や青少年への販売・閲覧制限の表示について把握し、有害図書類等の青少年への販売禁止等の徹底などの施策に反映させるものです。

2 調査票記入上の留意点

項目	留意事項等
①店舗番号	必要に応じて、店舗番号を記入してください。
②営業区分	市町村で古書店、複合店、映像ソフト・ゲームソフト取扱店の他に、独自調査を行う場合は「・その他（　　）」に営業区分を記入してください。
③深夜営業の有無	平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」に○を記入してください。 (○は1つ)
③有害図書類の取扱いの有無	<p>【図書類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書類とは、書籍、雑誌、映像ソフト（DVD、ブルーレイディスクなど）及び家庭用ゲームソフトのことをいいます。</li> </ul> <p>【有害図書類（家庭用ゲームソフトを除く）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書類の取扱いの有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。 ※図書類自体の販売がない場合も「無」としてください。</li> <li>・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。 ※これらの図書類のうち、雑誌の付録等が散乱しないための包装等で、明らかに有害図書と思われないものは除きます。 ※パチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌などは、本調査における有害図書類にあたりません。</li> <li>・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。</li> <li>・映像ソフトについては、本調査では、成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。</li> </ul>
④有害図書類の区分陳列方法	<p>調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。 (○は複数可)</p> <p>「有害図書類販売物」が「無」の場合は、○の記入は必要ありません。 ※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。</p>

⑤18歳未満への販売 貸付等禁止の表示	<p>有害図書類の陳列場所に、青少年に販売等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」それぞれの区分ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。 (○は1つ) 「有害図書類の取扱い」が「無」の場合は、「無」に○をつけてください。</p> <p>※表示例：18歳未満の方に対して、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。</p>
⑦備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の□にチェックしてください。</li> <li>・対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。</li> </ul>

⑧「Z」区分ゲームソフトの取扱いの有無	<p><b>【家庭用ゲームソフトについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本調査では、「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトの陳列状況を確認します。</li> <li>・「Z」マークが表示されているゲームソフトの有無について、○をつけてください。(○は1つ)</li> </ul> <p>※ゲームソフトの販売がない場合は「無」に○をつけてください。</p>
⑨「Z」区分ゲームソフトの区分陳列方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の記載を参考に、区分陳列方法に○を記入してください。(○は複数可)</li> <li>・条例で「Z」マークが表示されているゲームソフトの陳列方法は、有害図書類で認められる4種類の方法に加え、①150cm以上の高さに仕切り板をもうけてまとめて陳列する②施錠したガラスケース内に陳列するという2つの方法も認められています。</li> <li>・家庭用ゲームソフトの区分陳列や販売禁止表示は、努力義務になります。なお、「グランド・セフト・オートⅢ」については、有害図書類として個別指定している（平成17年6月7日 県告示第380号）ので、有害図書類と同様の取扱いが必要となります。</li> </ul>
⑩ 18歳未満への販売、貸付等禁止の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書類の陳列場所に、青少年に販売、貸付等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「有」「無」のどちらかに○をつけてください。(○は1つ)</li> </ul> <p>※表示例：「Z」マークが付いているゲームソフトは県青少年保護育成条例により、18歳未満の青少年に売ったり、貸したり、見せたりしてはいけません。</p>

## 有害図書類等について

### 【青少年保護育成条例・施行規則】

#### <図書類(書籍、雑誌、DVDなど)について>

- 知事は、著しく性的感情を刺激する描写があるなど指定基準に該当する図書類を、有害図書類として指定することができます。なお、「包括指定」の基準に当てはまるものは、個別に指定しなくても有害図書類となります。

#### ※ 包括指定の基準

##### ①書籍、雑誌など

全裸、半裸、もしくはこれらに近い姿態での卑わいな描写又は性交、もしくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを載せたページ（表紙を含む。）の数が、20ページ以上であるもの又は総ページ数の5分の1以上を占めるもの

##### ②ビデオ、DVD、ゲームソフトなど

①と同じ卑わいな姿態などを描写した場面が全体で3分を超えるもの又は20場面以上のもの

- 有害図書類として個別に指定されている書籍、雑誌は次のとおりです。

図書類の種類	図書類の名称	発行所又は製作所	図書類の種類	図書類の名称	発行所又は製作所	
① 書籍	完全自殺マニュアル	株式会社太田出版	⑨ 書籍	続・危ない薬	株式会社データハウス	
② 書籍	マリファナ・X	株式会社第三書館	⑩ 書籍	悪い薬	株式会社データハウス	
③ 書籍	マリファナ・ハイ	株式会社第三書館	⑪ 書籍	M DMA 大全	株式会社データハウス	
④ 書籍	大麻大百科	株式会社データハウス	⑫ 書籍	激裏情報 @ 大事典 GEKIDAS Vol. 3	株式会社三才ブックス	
⑤ 書籍	ドラッグの教科書	株式会社データハウス	⑬ 書籍	激裏情報 @ 大事典 GEKIDAS Vol. 4	株式会社三才ブックス	
⑥ 書籍	ドラッグの万華鏡	株式会社データハウス	⑭ 雑誌	図解アリエナイ理科ノ教科書 改訂版	株式会社三才ブックス	
⑦ 書籍	コーヒーショップで大麻を一服	株式会社データハウス	⑮ 書籍	ヤバイ植物の育て方	株式会社太田出版	
⑧ 書籍	危ない薬	株式会社データハウス	①は平成11年10月22日 県告示第872号 ②～⑯は平成25年2月8日 県告示第47号			

- 有害図書類として指定されているゲームソフトは、現在のところ、「グランド・セフト・オートⅢ」のみです（平成17年6月7日 県告示第380号）。
- だれでも、有害図書類を、青少年に売ったり見せたりしてはいけません。

（30万円以下の罰金）

※図書類・・・書籍、雑誌、写真などのほか、ビデオ、DVD、ゲームソフトなどの電磁的記録媒体

- 書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などでは、有害図書類(成人向け雑誌、アダルトビデオなど)を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に、次のように陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）

① 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない場所

### にまとめて陳列

- ② シール止めやビニール包装などをした上で、他の図書の棚と 60 cm以上離した棚にまとめて陳列
- ③ シール止めやビニール包装などをした上で、10 cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列
- ④ 従業員が常駐するカウンターやレジの上や内側にまとめて陳列

### ● 有害図書類の陳列場所に、次のような表示を見やすい文字で掲示しなければなりません。

#### (表示の例)

18歳未満の方に対し、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。

### ● 書店、古書店、コンビニエンスストアなどでは、有害図書類の表紙が店の外部から見えないように陳列するように努めなければなりません。

### <家庭用ゲームソフトについて>

- 「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトを青少年に売ったり、貸したり、見せたりしないよう努めなければなりません。
- 販売店は、このゲームソフトの陳列に当たり、有害図書類の陳列方法で行うか、次の方法で陳列するよう努めなければなりません。
  - ① 床面から 150 cm以上の高さに仕切り板をもうけてまとめて陳列する。
  - ② 施錠されたガラスケース内に陳列する。
- 「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトの陳列場所に、下記のような表示を見やすい文字で掲示するよう努めなければなりません。

#### (表示の例)

18歳未満の青少年に対し、「Z」マークが付いているゲームソフトは県青少年保護行育成条例により、売ったり貸したり見せたりしてはいけません。

- 「Z」マークは、国内で販売される家庭用ゲームソフトを審査しているCERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構）が定めた年齢区分マークで、「18歳以上の対象」としており、青少年には販売しない取扱いとなっています。
- 「Z」マーク以外には、「A」(全年齢対象)、「B」(12歳以上対象)、「C」(15歳以上対象)、「D」(17歳以上対象)があります。

【記入例 様式1】  
(様式1)

平成27年度社会環境実態調査 調査票【インターネットカフェ・まんが喫茶】

市区町村名	番号	店名	所在地	調査実施月日	営業区分			客席の状況			深夜営業の状況			条例に基づく措置		自主規制等店舗の状況																
					まんが喫茶のみ	インターネットカフェのみ	まんが喫茶の利用でき	2人以上で利用でき	外部からの客の視認	内鍵	ペアシート等の内鍵	～午後1時までに閉店																				
○○市	1	○○ネットカフェ	○○町2-2-2	7月2日	1		○		○		○		○	3		4		5		6		7		○	○	8						
○○市	2	△△まんが喫茶	△△町3-3-1	7月5日			○		○					○		○		○		○		○		○		○						
○○市		まんが喫茶××	××町1-1-1	7月2日																												
○○市		□□ネットカフェ	□□町2-3-2	7月4日																												
○○市	3	※※インターネットカフェ	※※町1-3-3	7月6日	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○					
市区町村		計			1	1	1	2	1	1	1	0	2	0	1	2	2	1	0	2	1	2	3	0	2	2	0	1	1	0	1	2

## 【記入例 様式 1】

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

①営業区分 店舗の営業内容について○を記入(○は1つ)

インターネットカフェ及びまんが喫茶、 インターネットカフェのみ、 まんが喫茶のみ

※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は「インターネットカフェ・まんが喫茶」に該当

②客席の状況

●【2人以上で利用できるブース席(ペアシート等)】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席 (例) ペアシート席、カップルシート席

●【外部からのペアシート等内部の客の視認】

外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にいる客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入(○は1つ)

※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○

※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

●【ペアシート等の内鍵】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側からの鍵について「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

③深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について○を記入(○は1つ)

・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例) 閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○

・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例) 閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○

・24時間営業(深夜営業あり) (例) 終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に○

④18歳未満者の深夜入場制限の表示

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

⑤フィルタリングその他の適切な措置

18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリングその他の適切な措置がなされているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※「まんが喫茶のみ」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

※その他の適切な措置とは、青少年の利用状況を適時確認して注意することができる措置(オープン席のみ利用させ巡回する等)をいいます。

⑥18歳未満者の年齢確認

18歳未満と思われる方にたいして年齢確認を行っているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(年齢確認=会員証の発行、身分証の提示など)

⑦18歳未満者のオープン席利用

18歳未満に対してオープン席を利用させているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(オープン席=仕切りがなく、周囲から見える席)

⑧たばこ・酒類の自動販売機

たばこ・酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ) (店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

たばこ・酒類の自動販売機の設置状況で「有」に○を記入した場合、それぞれの自動販売機の成人識別機能の設置状況について、「成人識別装置」「有」「無」のどちらかに○を記入 ※たばこ・酒類の自動販売機の設置状況で「無」に○を記入した場合は記入しません。

集計に際しての注意点

・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。

・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。

・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。

・継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

## 平成27年度社会環境実態調査 調査票（有害図書類等）

市区町村	○○市	調査月日	7月 11日
店舗名	○○堂	店舗番号	1
所在地	○○町 1-2-3		
営業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 古書店 <input type="checkbox"/> 複合店 <input checked="" type="checkbox"/> 映像ソフト取扱店 <input type="checkbox"/> ゲームソフト取扱店 <input type="checkbox"/> その他（ ）	2	
深夜営業	<input checked="" type="checkbox"/> 有（23時以降に閉店） <input type="checkbox"/> 無（23時以降に閉店）	3	

※有害図書類とみなすもの（詳細についてはマニュアル参照）

- 書籍・雑誌・・・ビニール包装、ひも掛け、2か所シール止め等のある成人向け書籍
- 映像ソフト・・・成人指定、成人向け等の記載があるもの  
(参考) 記載マーク例 ----->



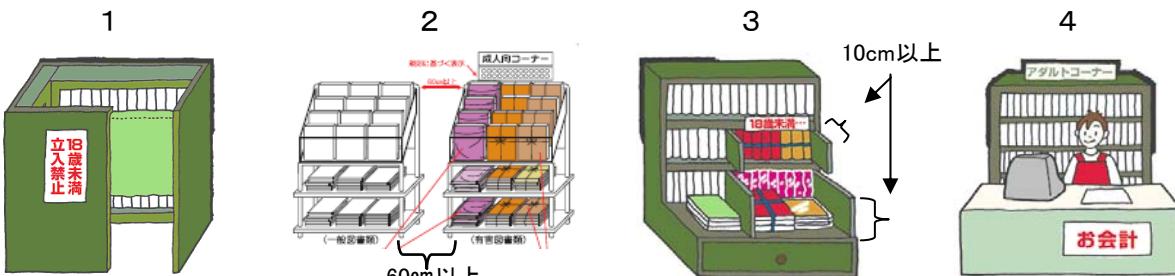
- (1) 有害図書類の有無、区分陳列方法及び表示の有無  
(1～5は複数チェック可)

	本・雑誌 コミック	映像ソフト (DVD・ビデオ等)
有害図書類の取扱い	1 有 2 無	1 有 2 無

有害図書類の区分陳列方法 (複数チェック可)	1 間仕切り等により仕切られた場所にまとめて陳列	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2 他の図書の棚と60cm以上離した棚にまとめて陳列	<input checked="" type="radio"/>	
	3 10cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列（成人図書仕切板など）	<input type="radio"/>	
	4 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列		
	5 区分陳列がされていない		
	表示 18歳未満への販売や貸付等禁止の表示	1 有 2 無	6 有 2 無

## ※有害図書の区分陳列方法



(2) 備考	7	調査への協力拒否 □
--------	---	------------

## 家庭用ゲームソフトの区分陳列状況について

- ① 家庭用ゲームソフトの販売がある場合のみ記入してください。  
(任天堂DS、任天堂Wii、ソニープレイステーション(PS)などのゲームソフト)
- ② 家庭用ゲームソフトの販売がある場合は、Z区分ゲームソフトの取扱いの有無及び区分陳列状況について記入してください。

※Z区分ゲームソフトとは・・・

NPO法人コンピュータエンターテインメントトレーディング機構(CERO:セロ)により「18歳以上のみ対象」とされた家庭用ゲームソフト。

神奈川県では条例により、18歳未満への販売や貸付を禁止し、区分陳列するように努めることを義務づけています。区分陳列方法は有害図書類と同様の4種のほかに、下図のように「床面から150cm以上の高さの位置に仕切り板をもうけてまとめて陳列」する方法や、「施錠したガラスケース内に陳列」する方法が認められている。

5



- (3) 「Z区分」ゲームソフトの有無及び区分陳列方法（1～7は複数チェック可）

Z区分ゲームソフトの取扱い		<input checked="" type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 8 無
Z区分ゲームソフトの区分陳列方法 <small>(複数チェック可)</small>	1 間仕切り等により仕切られた場所にまとめて陳列		
	2 他の図書の棚と60cm以上離した棚にまとめて陳列		
	3 10cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列		
	4 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列		<input checked="" type="radio"/> 9
	5 150cm以上の高さに仕切板をもうけてまとめて陳列		
	6 施錠されたガラスケースの中に陳列		<input type="radio"/> ○
	7 区分陳列がされていない		

※1～4は表面の有害図書類区分陳列と同じ

- (4) 「Z区分」ゲームソフトの18歳未満への販売、貸付等禁止の表示

1  有  10 ? 無

〔問い合わせ先〕神奈川県県民局次世代育成部 青少年課 電話045-210-3848  
店舗名・所在地 所在地は地番まで記入してください。

- ① 店舗番号 必要に応じて、店舗番号を記入してください。
- ② 営業区分 古書店、複合店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店の他に独自調査を行う場合は、「・その他（ ）」に営業区分を記入してください。
- ③ 深夜営業の有無
- 平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」どちらか一つにチェックしてください。
- ④ 有害図書類の取扱いの有無
- 【有害図書類（家庭用ゲームソフトを除く）について】
- 有害図書類の販売の有無について、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」それぞれに○をつけてください。
  - ※「本・雑誌・コミック」、「映像ソフト」自体の販売がない場合は「無」に○をつけてください。
  - 本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。
  - 有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。
  - 映像ソフトについては、本調査では成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。
- ⑤ 有害図書類等の区分陳列方法
- 調査票のイラストを参考に、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可）
  - 有害図書類の取扱いがない場合は、○の記入は必要ありません。
- ※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。
- ⑥ 18歳未満への販売、貸付等禁止の表示
- 有害図書類の陳列場所に、青少年に販売、貸付等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「本・雑誌・コミック」と「映像ソフト」ごとに「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○はそれれ1つ）有害図書類の取扱いがない場合は「無」に○をしてください。
- ⑦ 備考
- 調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の□にチェックしてください。
  - 対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。
- (裏面)
- ⑧ 「Z」区分ゲームソフトの取扱いの有無
- 【家庭用ゲームソフトについて】
- 本調査では、「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトの陳列状況を確認します。
  - 「Z」マークが表示されているゲームソフトの有無について、○をつけてください。（○は1つ）ゲームソフトの販売をしていない場合は「無」に○をつけてください。
- ⑨ 「Z」区分ゲームソフトの区分陳列方法
- 調査票の記載を参考に、区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可）
  - 条例で「Z」マークが表示されているゲームソフトの陳列方法は、有害図書類で認められる4種類の方法に加え、①床面から150cm以上の高さに仕切り板をもうけてまとめて陳列する、②施錠したガラスケース内に陳列するという2つの方法も認められています。
  - 家庭用ゲームソフトの区分陳列や販売禁止表示は、努力義務になります。なお、「グランド・セフト・オートIII」については、有害図書類として個別指定している（平成17年6月7日 県告示第380号）ので、有害図書類と同様の取扱いが必要となります。
- ⑩ 18歳未満への販売等禁止の表示
- 「Z」区分ゲームソフトの陳列場所に、青少年に販売等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○は1つ）
- ※表示例：「Z」マークが付いているゲームソフトは県青少年保護育成条例により、18歳未満の青少年に売ったり、貸したり、見せたりしてはいけません。

## 様式3からの転記例

様式2で調査する場合は、17ページ  
を参照のうえ、記載してください。

No	名称	住所	電話番号	丁	調査実施月日	古書店	複合店	映像ソフト取扱店	ゲームソフト取扱店	その他	閉店等	①深夜営業の有無	有害図書類(書籍・雑誌、映像ソフト)						⑧調査協力への店舗の対応	家庭用ゲームソフト「Z」区分ゲームソフト						⑩「Z」区分ゲームソフトの区分陳列方法(複数可)	⑪18歳未満販売貸付等禁止										
													1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
1	〇〇古書店	〇〇町 1-1	12-3456	11-1111	7月17日	○						○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
2	△△電機	△△町 2-2	77-8901	11-1112	7月17日	○						○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
3	××ゲーム	××町 3-3	23-4567	11-1113	7月17日				○			○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
4	○×ソフト	○×町4-4	89-0123	11-1114	7月29日			○				○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
5	○×古書店	○×町5-5	45-6789	11-1115	7月29日								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
6	□□ストア	○×町6-6	01-2345	11-1116	7月29日					コンビ		○	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
OO市 計												1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「営業区分」を転記

「備考欄」を転記

「深夜営業」を転記

「備考欄」を転記

## 調査結果報告用様式です。

- \* 調査票3の提出は必要ありません。
- \* 調査票3で調査した場合は、内容を転記していただき、この様式2のみを県の担当に提出してください。
- \* 調査票3を使用せず、調査票2で調査していただいても構いません。

本・雑誌・コミック欄の  
「有害図書類の取扱い」  
「有害図書類の区分陳列方  
法」  
「表示」  
を転記

映像ソフト(DVD・ビデオ等)欄の  
「有害図書類の取扱い」  
「有害図書類の区分陳列方  
法」  
「表示」  
を転記

裏面  
「「Z区分」ゲームソフトの有無及び区分陳列方  
法」  
「「Z区分」ゲームソフトの18歳未満への販売  
等禁止の表示」  
を転記